【非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款 新旧対照表(2026 年 12 月 1 日)】

(下線部分変更箇所)

旧	新
非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款 2024 年 1 月	非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款 2026 年 12 月
(約款の趣旨) 第1条　この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、第一生命保険株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第2号、第4号及び6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2　お客さまと当社との間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当社の投資信託「総合取引約款」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によるものとします。	(約款の趣旨) 第1条　この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、第一生命保険株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座および特定課税未成年者口座について租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第2号、第4号、第6号および第 10 号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2　お客さまと当社との間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当社の投資信託「総合取引約款」その他の当社が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によるものとします。
(非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条　お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第1号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税	(非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条　お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第1号、第 16 項および第 25 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」もしくは非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定

口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の3第 19 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。	廃止通知書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。)の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」および「勘定廃止通知書」に該当しないもの、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」および「勘定廃止通知書」に該当しないもの)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の3第 25 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 44 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下、「再開設年」といいます。)又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年 10 月1日から再開設年又は再設定年の9月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。	ただし、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」および「勘定廃止通知書」に該当しないものを提出する場合については、非課税口座を再開設しようとする年(以下、「再開設年」といいます。)または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年 10 月1日から再開設年または再設定年の9月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出される場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月 30 日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。
2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は	2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口

「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。	座廃止通知書」および「勘定廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
3　お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。	3　お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
4　当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。	4　当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第 12 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
5　お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月1日から設定年の9月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。	5　お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、お客さまがその年1月1日において 18 歳未満である年および出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）を除きます。以下この項および次項において同じ。）または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月1日から設定年の9月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
6　当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	6　当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第 11 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
（特定累積投資勘定の設定） 第3条　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘	**（特定累積投資勘定の設定）** 第3条　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘

定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は 2024 年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 2　前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は 2024 年（未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027 年）以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 2　前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」および「勘定廃止通知書」に該当しないものが提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3　未成年者特定累積投資勘定を当社に設けている場合、お客さまがその年1月1日において 18 歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当社以外の証券会社または金融機関に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。
新設	
（特定非課税管理勘定の設定） 第3条の2　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。	**（特定非課税管理勘定の設定）** 第3条の2　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）と同時に設けられます。
（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理）	**（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）**

第4条　非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。 2　非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。 3　特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。	第4条　非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。 2　非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。 3　特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。
（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条　当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「特定累積投資上場株式等」といいます。）に限ります。）のみを受け入れます。 ① 第3条第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額（購入の代価の額をいいます。）の合計額が 120 万円を超えないもの（当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付の委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理	**（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）** 第5条　当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① 第3条第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（この項ならびに第 20 条および第 22 条において「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。）の合計額が 120 万円（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60 万円）を超えないもの（次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じ、それぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上

勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。）	場株式等を除きます。） イ　未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定　当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている買付の委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超える場合 ロ　未成年者特定累積投資勘定　当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額および当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等の合計額が 600 万円を超える場合
②　租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第1号、第4号及び第 11 号に規定する上場株式等	②　租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第1号、第4号および第 11 号に規定する上場株式等
（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条の2　当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に、次に掲げる上場株式等（当社所定の取扱商品に限ります。以下同じ。）のみを受け入れます。	**（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）** 第5条の2　当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。
①　特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社所定の方法により購入（投信積立サービスによる購入を含みます。以下同じ。）の申込みにより取得した上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対	①　特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社所定の方法により購入（投信積立サービスによる購入を含みます。以下同じ。）の申込みにより取得した上場株式等または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 28 項に規定する上場株式等で、その取得後直

価の額(購入の代価の額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)	ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が 240 万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。)
イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が 1,200 万円を超える場合	イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が 1,200 万円を超える場合
ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合	ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合
② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等	② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等
2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。	2 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。
① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの	① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの
② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第 14 項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第 67 条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされてい	② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第 14 項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第 67 条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととさ

ることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令 25 条の 13 第 15 項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの	れていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第1号および第3号の定めがあるもの以外のもの
(譲渡の方法) 第6条 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行うものとします。	**(譲渡の方法)** 第6条 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行うものとします。
(新設)	**(未成年者特定累積投資勘定の管理)** 第7条 未成年者特定累積投資勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、お客さまがその年の3月 31 日において 18 歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還(次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める移管または返還を除きます。)を行わないこと イ お客さまがその年の3月 31 日において 12 歳である年(以下、「特定基準年」といいます。)の前年以前の各年 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該非課税口座および特定課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)および当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第 16

	項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことによる当該非課税口座からの払出しによる移管または返還 ロ お客さまの特定基準年以後の各年 イに定める移管または返還およびお客さまが当社に対し当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を依頼する旨、当該移管または返還の起因となる事由(お客さまの教育費または生活費の支払に充てるためのものに限ります。)等を記載した書類の提出をした場合における当該移管または返還 ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第 37 条の 11 第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと ③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8第1項に規定する配当等で、当社が国内における同項に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。)は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れまたは預託すること
(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第7条 租税特別措置法第 37 条の 14 第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入	**(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)** 第8条 租税特別措置法第 37 条の 14 第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する

れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2 租税特別措置法第 37 条の 14 第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第1号、第4号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

3 租税特別措置法第 37 条の 14 第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものと

事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2 租税特別措置法第 37 条の 14 第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第1号、第4号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

3 租税特別措置法第 37 条の 14 第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むも

し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第1号、第4号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	のとし、次項に規定するもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第1号、第4号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
新設	4　未成年者特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出しでお客さまの基準年の前年 12 月 31 日までに生じたもの（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項第1号、第4号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で未成年者特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、未成年者特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

4　租税特別措置法第 37 条の 14 第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条の4第1項第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	5　租税特別措置法第 37 条の 14 第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
（非課税管理勘定終了時の取扱い） 第8条　非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。 2　前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ①　お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社の定める期日までに当	**（非課税管理勘定終了時の取扱い）** 第9条　非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。 2　前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管 ② 前各号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管	① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社の定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管
（累積投資勘定終了時の取扱い） 第8条の2　非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降 20 年を経過する日に終了いたします。 2　前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ① お客さまから累積投資勘定の終了する年の当社の定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管	**（累積投資勘定終了時の取扱い）** 第9条の2　本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降 20 年を経過する日に終了いたします（第2条第6項または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。）。 2　前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ① お客さまから累積投資勘定の終了する年の当社の定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 18 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管
（累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） 第9条　当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定、特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごと	**（特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認）** 第 10 条　当社は、お客さまが当社に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。）を設定している場合において、当社の定める方法により、お客さまの所在地の変更有無を定期的に確認いたします。 2　前項の場合において、当社の定める一定期間内にお客さまの所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客さまの所在地の確認ができるまでの間、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定およ

の日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。 ① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の3第6項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類に記載がされた当該基準経過日における氏名及び住所 ② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合　お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。	び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。）。 3 前二項の場合において、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。
（新設）	**（特定課税未成年者口座の設定）** 第 11 条　お客さまがその年1月1日において 18 歳未満である年または出生した年において、特定課税未成年者口座（お客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。
（新設）	**（課税管理勘定における処理）** 第 12 条　お客さまがその年1月1日において 18 歳未満である年または出生した年において、金銭その他の資産の預入れまたは預託は、特定課税未成年

	者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れまたは預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れまたは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。
（新設）	**（課税管理勘定の金銭等の管理）** 第 13 条　特定課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をすることはできません。 ① お客さまの特定基準年の前年以前の各年　非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該上場株式等につき災害等による払出し（非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいいます。以下同じ。）がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し ② お客さまの特定基準年以後の各年　①に定める払出しおよびお客さまが当社に対し当該上場株式等の当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（お客さまの教育費または生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出をした場合における当該払出し
（新設）	**（非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止）** 第 14 条　前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座および当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止いたします。
（新設）	**（契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い）** 第 15 条　お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までに契約不履行等事由（第7条もしくは第 13 条に掲げる要件に該当しない事由が生じたことまたは非課税口

	座もしくは特定課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものおよび出国による非課税口座の廃止を除きます。）をしたことをいいます。以下、この条において同じ。）が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。 ① 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、租税特別措置法第9条の8第1項第3号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとみなして課税いたします。 ② 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、租税特別措置法第 37 条の 14 第1項および第2項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。 ③ 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管またはお客さまへの返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管または返還があった時における含み益について課税いたします。 ④ 当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または保管の委託がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。
（新設）	**（非課税口座および特定課税未成年者口座における入出金等の処理）** 第 16 条 お客さまが 18 歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金および特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰

	属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。 ① お客さま名義の預貯金口座からの入金 ② お客さま名義の当社証券口座からの入金 2 お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までに、お客さまが非課税口座または特定課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ① お客さま名義の預貯金口座への出金 ② お客さま名義の証券口座への移管 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。 4 お客さまの法定代理人が第2項各号の出金等(租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第6号ホ(1)(ⅱ)に規定する他の保管口座への有価証券の移管もしくは返還または同項第 10 号ロ(2)に規定する払出し（災害等による返還等を除きます。）に限ります。)を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。 5 やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭または証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。 6 お客さま本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含みます。）が必要となります。
（新設）	**（代理人による取引の届出）** 第 17 条 お客さまの代理人が、非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。 2 お客さまが前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。 3 お客さまの法定代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが成年に達した後も当該法定代理人

	が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
（新設）	**（法定代理人の変更）** 第 18 条　お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。
（新設）	**（12 歳を迎えた場合の取引残高の通知）** 第 19 条　お客さまがその年1月1日において 12 歳の年を迎えた場合には、当社は非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。
（新設）	**（お客さまが成年を迎えた場合の通知）** 第 20 条　お客さまがその年1月1日において 18 歳の年を迎えた場合には、当社は、同年1月1日付でお客さまの開設している非課税口座が 18 歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高ならびに次に掲げる事項をお客さま本人に通知いたします。 ① 同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額の上限が、60 万円から 120 万円に変更されること。 ② 同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。 ③ 非課税保有限度額の上限が、600 万円から 1,800 万円（うち特定非課税管理勘定に係る上限は 1,200 万円）に変更されること。
（非課税口座の開設について） 第 10 条　当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、	**（非課税口座の開設について）** 第 21 条　当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に、お客さまがその年1月1日において 18 歳以上の場合には特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を、お客さまがその年1月1日において 18 歳未満の場合には未成年者特定累積投資勘定

お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。	を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。
2　2028 年1月1日以後、当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。	2　当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」および「勘定廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。
（**非課**税口座取引である旨の明示） 第 11 条　お客さまが受入期間内に、当社から取得した上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）。 2　お客さまが非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡するものとします。	**（非課税口座取引である旨の明示）** 第 22 条　お客さまが受入期間内に、当社から取得した上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）。 2　お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡するものとします。
（契約の解除） 第 12 条　次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。	**（契約の解除）** 第 23 条　次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

① お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日	① お客さまま<u>たは法定代理人</u>から租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日
新設	② 租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第6号へに規定する非課税口座等廃止事由または同項第 10 号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合　租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第1号の規定によりお客さまが「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日
新設	③ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合　租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第3号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の 12 月 31 日)
② お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合　出国日	④ お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合　出国日
③ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合　租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)	⑤ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合　租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第2号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　当該非課税口座開設者が死亡した日	⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　当該非課税口座開設者が死亡した日
⑤ やむを得ないと認める事由が生じたことにより当社が解約を申し出たとき	⑦ やむを得ないと認める事由が生じたことにより当社が解約を申し出たとき
(合意管轄) 第 13 条	**(合意管轄)** 第 24 条
(約款の変更) 第 14 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並び	**(約款の変更)** 第 25 条　この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容な

にその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに相当の方法により周知します。	らびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに相当の方法により周知します。
附則 この約款は、2024 年 1 月 1 日より適用いたします。 以　上	附則 この約款は、2026 年 12 月 1 日より適用いたします。 以　上